

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 1 0 月 2 2 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 南勢拠点長 佐伯 公康

1. 工事概要

- (1) 工 事 名 南伊豆庁舎魚類飼育棟空調機更新工事
- (2) 工 事 場 所 入札説明書による。
- (3) 工 事 内 容 入札説明書による。
- (4) 履 行 期 限 令和 8 年 3 月 3 1 日
- (5) 入 札 方 法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号）第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は農林水産省大臣官房予算課競争参加資格の「建設工事」の業種「管工事」で「A」、「B」又は「C」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から建設工事契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、農林水産省大臣官房予算課競争参加資格に格付けされている者である場合は、農林水産省大臣官房予算課の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。
- ① 直接交付
静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎 1 8 3 - 2
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所南伊豆庁舎管理チーム
電話 0 5 5 8 - 6 5 - 1 1 8 5
F A X 0 5 5 8 - 6 5 - 1 1 8 8
- ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「南伊豆庁舎魚類飼育棟空調機更新工事入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。
- ③ メールによる交付
任意書式に「南伊豆庁舎魚類飼育棟空調機更新工事入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あて F A X 送信すること。

4. 入札説明会の日時及び場所等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和 7 年 1 1 月 1 4 日までに上記 3. あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員

に対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。
なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。
ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所

令和7年11月20日 14時00分
静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎183-2
国立研究開発法人水産研究・教育機構
南伊豆庁舎会議室
- (2) 郵便による入札書の
受領期限及び提出場所

令和7年11月20日 12時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて
使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金

免除。
- (3) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する。
ただし、履行保証保険契約又は工事履行保証契約の締結を行う場合はこの限りではない。
- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (5) 契約書作成の要否

要。
- (6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (7) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書
書きし又は農林水産省大臣官房予算課の資格審査結果通知書書きを提出すること。
- (8) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長
相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1とし
て再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2

なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報

上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。
なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

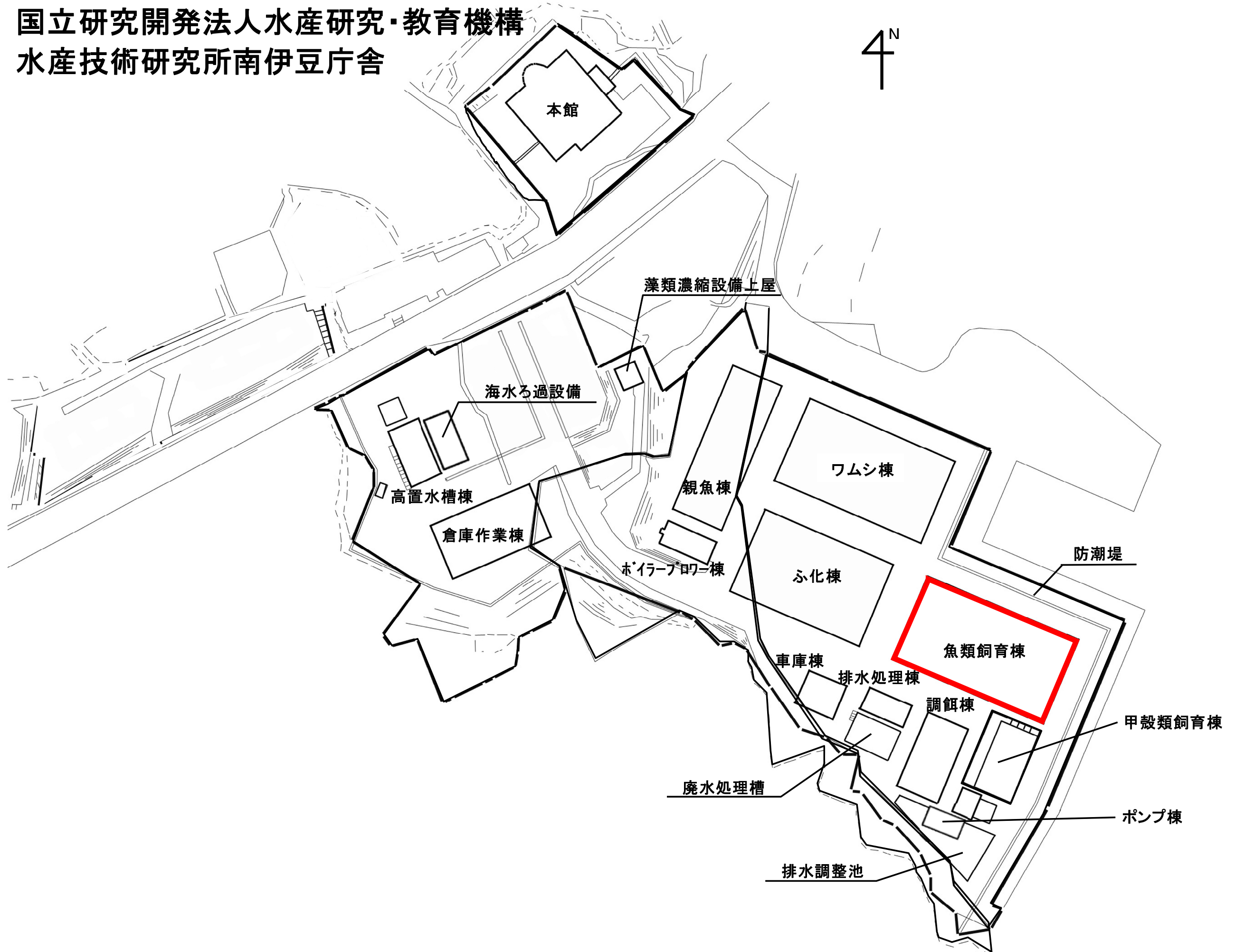
当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/plledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

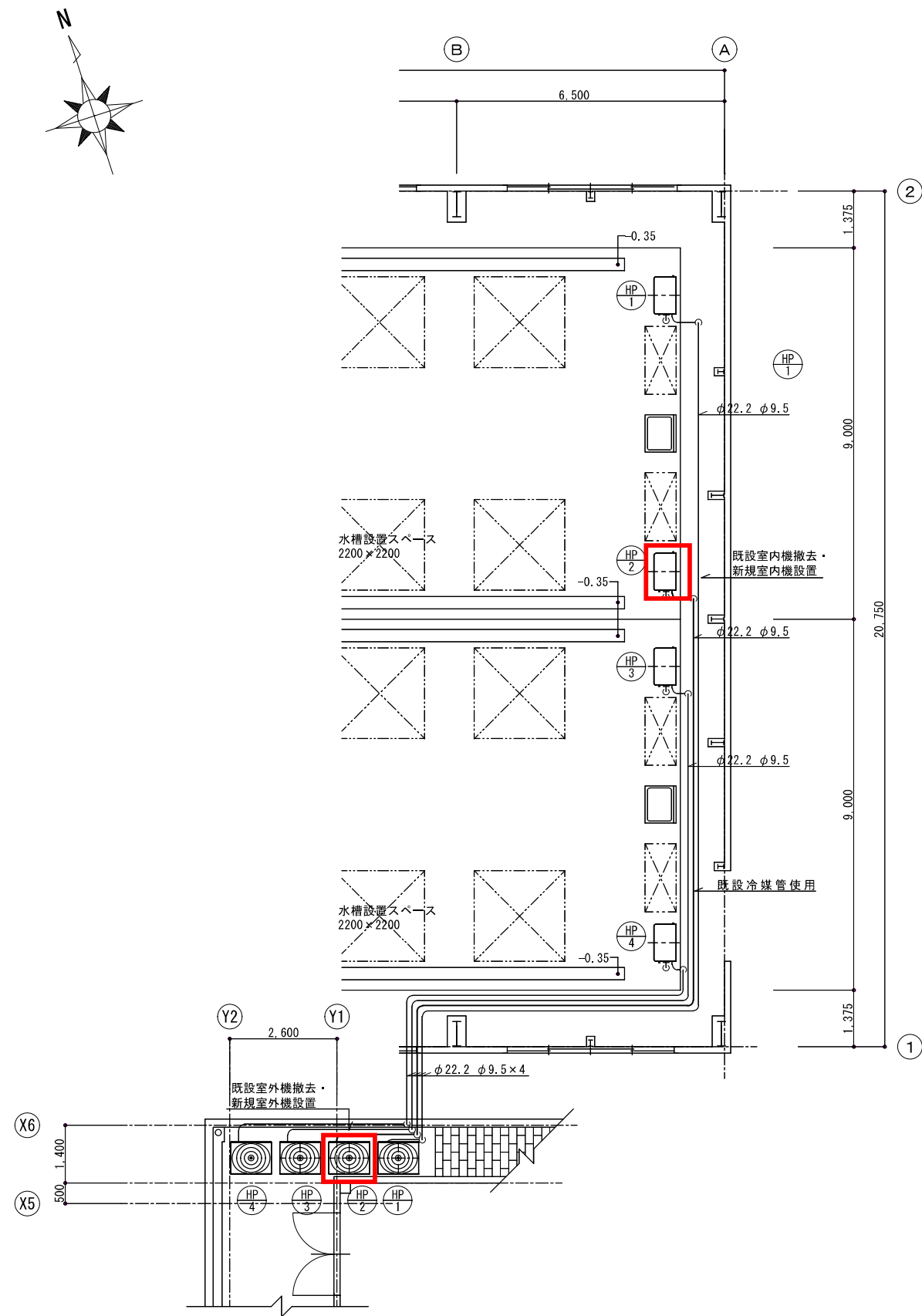
公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

令和7年度				機械設備改修工事				仕様書																																													
1.	工 事 名		南伊豆庁舎魚類飼育棟空調設備更新工事																																																		
2.	工事場所		静岡県賀茂郡南伊豆町石廊崎183-2																																																		
3.	工事概要		本工事は、南伊豆庁舎魚類飼育棟東テナント冷暖房設備（三菱電機 PFHV-P224DM-E1 (BSG)）において、経年劣化による動作不良及び能力低下が見られることから、取替えを実施し冷暖房機能を回復することを目的とする。 本工事の概要は、本仕様による。																																																		
4.	工事種目		<table><tr><td>番号</td><td>名称</td><td>種別</td><td>摘要</td><td>ヶ所数</td><td>数量</td><td>単位</td><td>備考</td></tr><tr><td>1</td><td>魚類飼育棟機械設備</td><td>改修</td><td>魚類飼育棟空調設備</td><td>1</td><td>1</td><td>式</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>											番号	名称	種別	摘要	ヶ所数	数量	単位	備考	1	魚類飼育棟機械設備	改修	魚類飼育棟空調設備	1	1	式																									
番号	名称	種別	摘要	ヶ所数	数量	単位	備考																																														
1	魚類飼育棟機械設備	改修	魚類飼育棟空調設備	1	1	式																																															
5.	工期		契約締結日翌日から から 令和 8年 3月31日迄																																																		
6.	一般事項		[]内表示番号は公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）の当該項目を示す。 (1) 共通仕様 <table><tr><td colspan="2">図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の最新版による。</td></tr></table> (2) 総則他、一般事項の抜粋 特記事項は、●印のついたものを適用する。○印のつかないものは※印を適用する。 <table><tr><td>①官公署その他への届出手続き等 [1.1.3]</td><td>工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。</td></tr><tr><td>②疑義に対する協議等 [1.1.8]</td><td>本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（建築工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1.2.4「工事の記録」(a)による。</td></tr><tr><td>③関係法令の遵守 [1.1.14]</td><td>施工に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。</td></tr><tr><td>④実施工程表 [1.2.1]</td><td>工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。</td></tr><tr><td>⑤施工図等 [1.2.3]</td><td>工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。</td></tr><tr><td>⑥電気保安技術者 [1.3.2]</td><td>工事現場に電気保安技術者を配置する。（・適用する ●適用しない）</td></tr><tr><td>⑦施工条件 [1.3.3]</td><td>●施工可能時間帯 ●指定なし ※図示 ●工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に施工を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける物とする。</td></tr><tr><td>⑧後片付け [1.3.11]</td><td>工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。</td></tr><tr><td>⑨養生 [1.3.10] [3.1.1～2]</td><td>施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。</td></tr><tr><td>⑩環境への配慮 [1.4.1]</td><td>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。</td></tr></table>											図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の最新版による。		①官公署その他への届出手続き等 [1.1.3]	工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。	②疑義に対する協議等 [1.1.8]	本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（建築工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1.2.4「工事の記録」(a)による。	③関係法令の遵守 [1.1.14]	施工に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。	④実施工程表 [1.2.1]	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。	⑤施工図等 [1.2.3]	工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。	⑥電気保安技術者 [1.3.2]	工事現場に電気保安技術者を配置する。（・適用する ●適用しない）	⑦施工条件 [1.3.3]	●施工可能時間帯 ●指定なし ※図示 ●工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に施工を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける物とする。	⑧後片付け [1.3.11]	工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。	⑨養生 [1.3.10] [3.1.1～2]	施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。	⑩環境への配慮 [1.4.1]	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。																		
図面及び特記仕様に記載されていない事項については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）及び公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）の最新版による。																																																					
①官公署その他への届出手続き等 [1.1.3]	工事の着手、施工、完成等にあたり、関係官公署その他の関係機関への必要な届出や手続等については、遅滞なく行う。なお、届出や手続等にかかる費用は受注者の負担とする。																																																				
②疑義に対する協議等 [1.1.8]	本仕様書は工事の概要を示したものであり、本工事を施工するにあたり、工事内容に明示されていない工事（建築工事及び機械設備並びに電気設備等）が発生した場合は、監督職員との協議による。なお、軽微なものについては、1.2.4「工事の記録」(a)による。																																																				
③関係法令の遵守 [1.1.14]	施工に当たっては、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図る。																																																				
④実施工程表 [1.2.1]	工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。																																																				
⑤施工図等 [1.2.3]	工事の施工に先立ち、施工図等を作成し、監督職員の承諾を受けるものとする。但し、あらかじめ監督職員の下承を得た場合はこの限りではない。																																																				
⑥電気保安技術者 [1.3.2]	工事現場に電気保安技術者を配置する。（・適用する ●適用しない）																																																				
⑦施工条件 [1.3.3]	●施工可能時間帯 ●指定なし ※図示 ●工程、公害、安全対策、仮設備、建設副産物関係等 ※図示 行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)に定める行政機関の休日に施工を行う必要がある場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける物とする。																																																				
⑧後片付け [1.3.11]	工事完了後は施工場所並びに建物周辺部等における後片付け、清掃を行うものとする。																																																				
⑨養生 [1.3.10] [3.1.1～2]	施工に際しては、シート等による必要な養生を行うものとする。																																																				
⑩環境への配慮 [1.4.1]	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号(グリーン購入法))に定めるところにより、環境負荷を低減できる機器及び材料を選択するよう努める。																																																				
<table><tr><td>⑪機材の品質等 [1.4.2、1.4.3]</td><td>本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものと する。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。</td></tr><tr><td>⑫ 完成図書 [1.8.1～3]</td><td>●完成図（●作成する ・作成しない） ●工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。 ●電子納品（・適用する●適用しない）</td></tr><tr><td>⑬ 発生材の処理等 [5.1.1、5.1.2]</td><td>●当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分する ものとする。 ●引渡しを要するもの。（●無し ・あり（・金属類 ・○○○））</td></tr><tr><td>⑭ 工事実績情報の登録</td><td>請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上、2500万円未満の工事については、受注、訂正時のみ登録するものとする。）また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。</td></tr></table>														⑪機材の品質等 [1.4.2、1.4.3]	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものと する。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。	⑫ 完成図書 [1.8.1～3]	●完成図（●作成する ・作成しない） ●工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。 ●電子納品（・適用する●適用しない）	⑬ 発生材の処理等 [5.1.1、5.1.2]	●当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分する ものとする。 ●引渡しを要するもの。（●無し ・あり（・金属類 ・○○○））	⑭ 工事実績情報の登録	請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上、2500万円未満の工事については、受注、訂正時のみ登録するものとする。）また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。																																
⑪機材の品質等 [1.4.2、1.4.3]	本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものと する。ただし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。																																																				
⑫ 完成図書 [1.8.1～3]	●完成図（●作成する ・作成しない） ●工事写真及び完成図書等を作成し、2部提出するものとする。 ●電子納品（・適用する●適用しない）																																																				
⑬ 発生材の処理等 [5.1.1、5.1.2]	●当該工事により発生したガラ等の発生材は場外へ搬出し、関係法令等により適切に処分する ものとする。 ●引渡しを要するもの。（●無し ・あり（・金属類 ・○○○））																																																				
⑭ 工事実績情報の登録	請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上、2500万円未満の工事については、受注、訂正時のみ登録するものとする。）また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督員に提出しなければならない。																																																				
7. 共通工事																																																					
(1) 仮設工事																																																					
<table><tr><td>①足 場 [2.2.1]</td><td>本工事で設置しない。 足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。</td></tr><tr><td>②工事用電力等 [2.2.2]</td><td>●本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）</td></tr></table>														①足 場 [2.2.1]	本工事で設置しない。 足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。	②工事用電力等 [2.2.2]	●本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）																																				
①足 場 [2.2.1]	本工事で設置しない。 足場、仮囲等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に基づき適切な材料及び構造のものとする。																																																				
②工事用電力等 [2.2.2]	●本工事に必要な工事用電力及び工事用水は、構内既存施設を利用することができるものとする。（・有償 ●無償）																																																				
8. 機械工事																																																					
<table><tr><td>既存設備撤去</td><td>魚類飼育棟東テナント室内機および甲殻類飼育棟2階室外機を撤去する。</td></tr><tr><td>空調機設置</td><td>魚類飼育棟東テナントに室内機を設置する。甲殻類飼育棟2階に室外機を設置する。 冷房能力25.0kw以上、暖房能力28.0kw以上（10馬力） 三相200V 室外機重耐塩仕様 参考機種：三菱電機 PFHV-P280DMWJ-BSG 室内機は熱交換器、シロッコファンを洗浄可能な機種とすること。 室内機のシロッコファンの駆動方式はダイレクトドライブ方式とすること。</td></tr><tr><td>配管工</td><td>既設冷媒配管（φ9.52 mm×φ22.2 mm）に室内機、室外機を接続する。</td></tr><tr><td>電気工</td><td>既設電気配線に室内機、室外機を接続すること。</td></tr><tr><td>共通事項</td><td>施工後、試運転調整を行うこと。</td></tr><tr><td>特記事項</td><td>既設機器については、場内保管とする。</td></tr></table>														既存設備撤去	魚類飼育棟東テナント室内機および甲殻類飼育棟2階室外機を撤去する。	空調機設置	魚類飼育棟東テナントに室内機を設置する。甲殻類飼育棟2階に室外機を設置する。 冷房能力25.0kw以上、暖房能力28.0kw以上（10馬力） 三相200V 室外機重耐塩仕様 参考機種：三菱電機 PFHV-P280DMWJ-BSG 室内機は熱交換器、シロッコファンを洗浄可能な機種とすること。 室内機のシロッコファンの駆動方式はダイレクトドライブ方式とすること。	配管工	既設冷媒配管（φ9.52 mm×φ22.2 mm）に室内機、室外機を接続する。	電気工	既設電気配線に室内機、室外機を接続すること。	共通事項	施工後、試運転調整を行うこと。	特記事項	既設機器については、場内保管とする。																												
既存設備撤去	魚類飼育棟東テナント室内機および甲殻類飼育棟2階室外機を撤去する。																																																				
空調機設置	魚類飼育棟東テナントに室内機を設置する。甲殻類飼育棟2階に室外機を設置する。 冷房能力25.0kw以上、暖房能力28.0kw以上（10馬力） 三相200V 室外機重耐塩仕様 参考機種：三菱電機 PFHV-P280DMWJ-BSG 室内機は熱交換器、シロッコファンを洗浄可能な機種とすること。 室内機のシロッコファンの駆動方式はダイレクトドライブ方式とすること。																																																				
配管工	既設冷媒配管（φ9.52 mm×φ22.2 mm）に室内機、室外機を接続する。																																																				
電気工	既設電気配線に室内機、室外機を接続すること。																																																				
共通事項	施工後、試運転調整を行うこと。																																																				
特記事項	既設機器については、場内保管とする。																																																				
9. そ の 他																																																					
工事の手順及び詳細については、担当職員と十分に打ち合わせを行うとともに、安全対策に努め、 詳細については担当職員の指示に従うものとする。																																																					
工事名： 南伊豆庁舎魚類飼育棟空調設備更新工事																																																					
国立研究開発法人 水産研究・教育機構												日付																																									

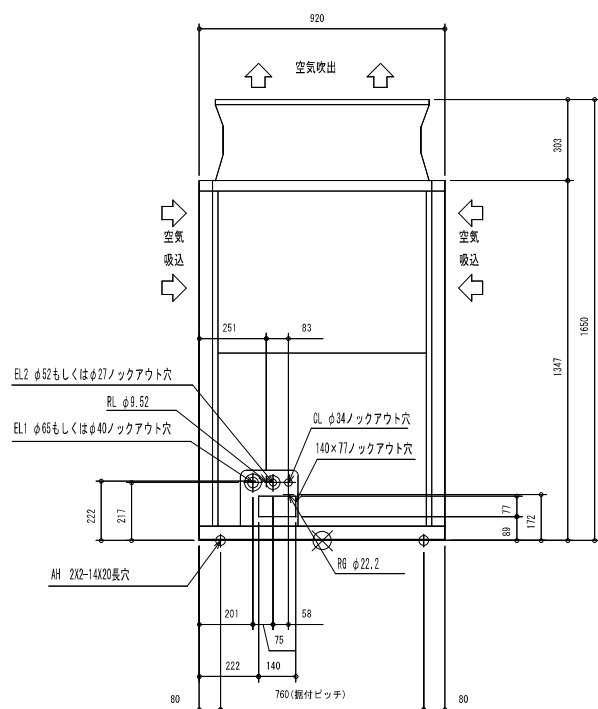
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所南伊豆庁舎





空調機設備図 S=1/100

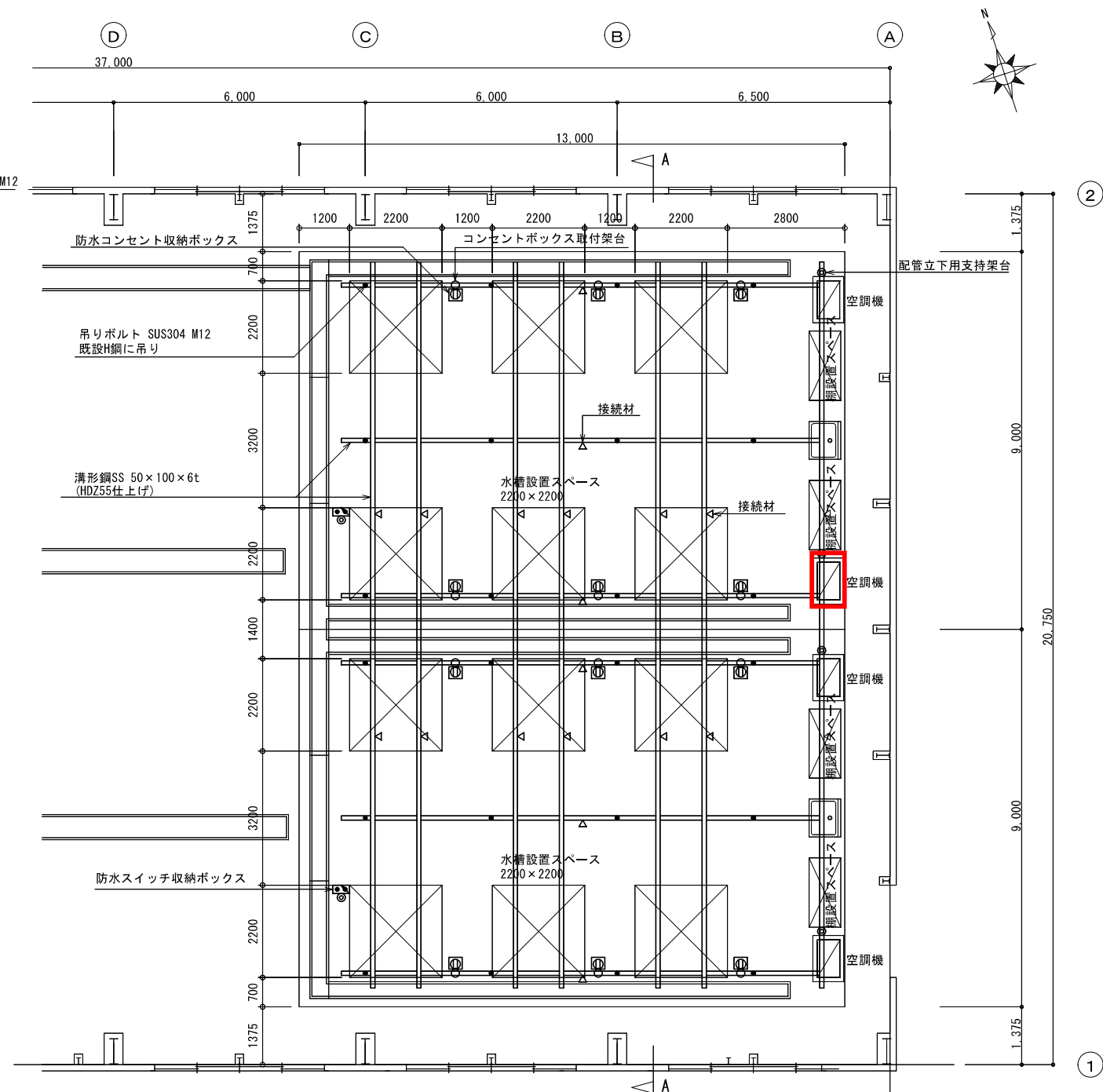
MEMO		承認	検図	設計	製図	CONSTRUCTION		DATE
								NUMBER
						A DRAWING	魚類飼育棟 空調設備図	SCALE S=1/100



A-A 矢視図 S=1/100

空調機室内機
S=1/20 (参考図)

空調機室外機
S=1/20 (参考図)

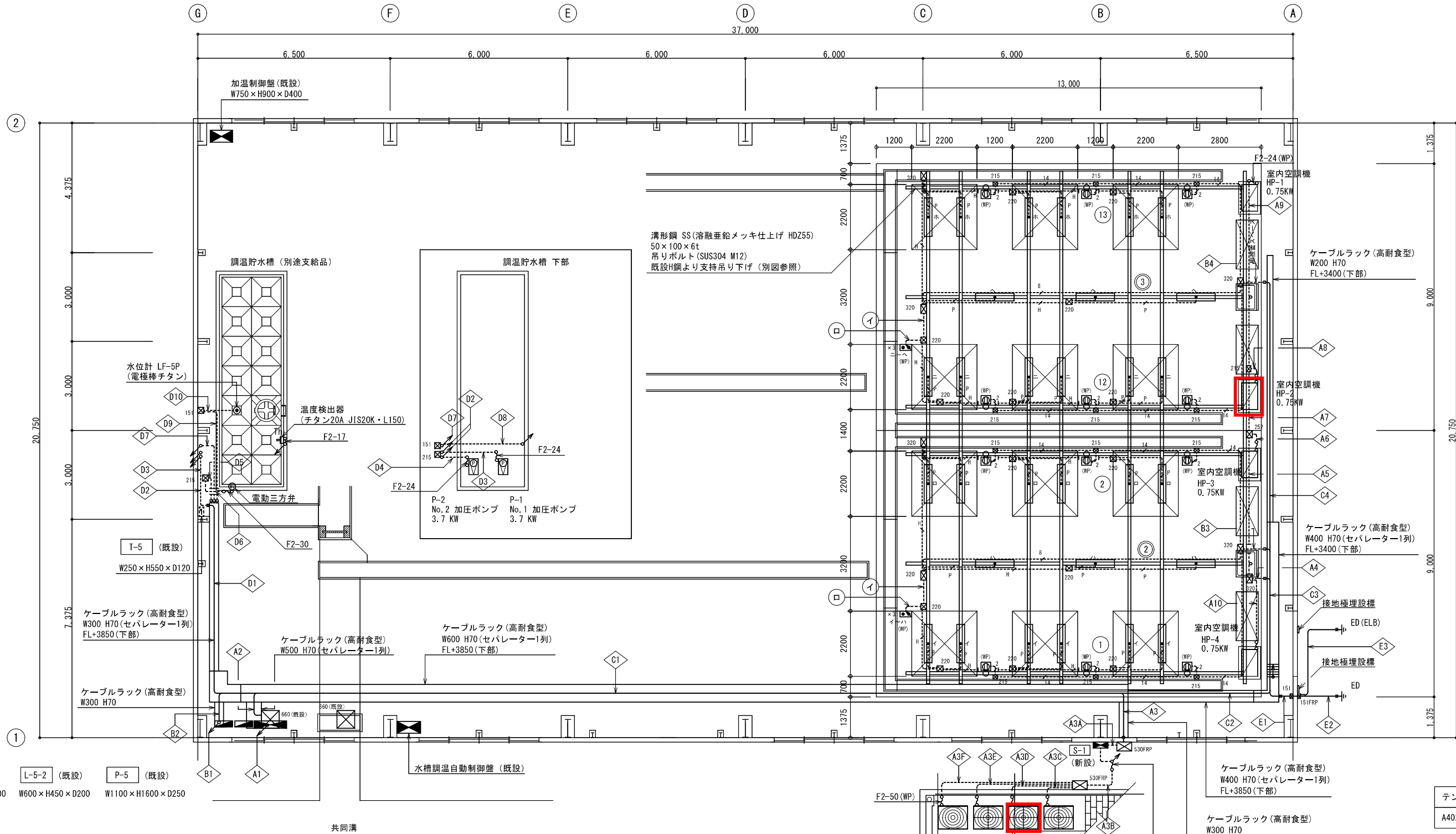


改修平面図 S=1/100

- ◎ 等辺山形鋼
- コンセントボックス取付用溝形鋼
- 吊りボルト M12(SUS304)
- △ 溝形鋼接続材

交差する溝形鋼はボルト止めとする

MEMO							CONSTRUCTION		DATE
									NUMBER
							A DRAWING	SCALE S=1/20, 30, 100	



7. ケーブルラックは、振れ止め対策を施す。
8. 支持架台は、溶融亜鉛メッキ (HDZ55) 仕上げ。
床面は、接着系アンカーボルト (SUS304 M12) 止め。
コンクリート根巻きを施す。
9. 照明器具・ライトコントロール・支持架台
(吊りボルト・支持金物共)は、支給品とする。
10.  の既設配管 HIVE82 ブルボックス ～
L-5 間は撤去し、ケーブルラック ～ 既設盤上に
新設配管施工とする。
既設ブルボックスの配管加工穴は、カバープレート取り付け。
11. 照明器具、スイッチBOX、機器類等との接続は本工事とする。

特記なき配線は下記による

2	EM-EEF 2.0-3C (1E) (HIVE22)
8	EM-CE 8口-3C (1E) (HIVE28)
14	EM-CE 14口-3C (1E) (HIVE28)
H	EM-EEF 1.6-3C (1E) (HIVE22)
	EM-AE 1.2-3C (HIVE16)
P	EM-EEF 1.6-3C (1E) (PF22)
	EM-AE 1.2-3C (PF16)

 (WP) 防水タンブラスイッチ 1P15A×3
+ ライトコントロール(別途支給品) 15A×3
(防水防塵ボックス 400×300×165 に収納)

 (WP) 防水コンセント 2P15A×2 EET
(防水防塵ボックス 200×400×200 に収納)

ケーブルラック(高耐食型)
W300 H70

テント内 照明器具	
A402WP	× 3

A402WP	LDL40×2	(別途支給品)
		
LDL40×2 本体：ステンレス エポキシアクリル塗装(白) カバー：アクリル 透明（帯電防止剤入り） 定格電圧：AC100V～242V 調光20%～100%		

MEMO		承認	検図	設計	製図	CONSTRUCTION		DATE
								NUMBER
						A DRAWING 幹線・動力・電灯・コンセント設備図	SCALE S=1/100	